



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ステイトとネーション(4):近代国民国家と世界経済の政治経済学
Author(s)	佐々木, 隆生
Citation	経済學研究, 50(1), 1-19
Issue Date	2000-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32182
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(1)_P1-19.pdf



ステイトとネイション(4)*

——近代国民国家と世界経済の政治経済学——

佐々木 隆 生

第Ⅰ部 リヴァイアサンと市民社会

§ 6. 諸国家の体系と市民社会

普遍的ラテン的キリスト教世界の解体

自由人のジッペや種々の中間団体から権力を奪い、自己に集中・系列化したステイトの誕生は、イングランドやフランスといった王国における政治共同体の変容だけでなく、ラテン的キリスト教世界全体に及ぶ政治システムの変容をもたらすことにもなった。ラテン的キリスト教世界は広く「旧き市民社会」によって構成されていたが、世俗的には「ローマ皇帝」—カール大帝と神聖ローマ帝国皇帝との間に大きな差異があるとしても—を、宗教的にはローマ・カトリック教会を代表するローマ教皇を普遍的権威として擁き、しかも、こうした普遍的権威の存

在は「旧き市民社会」と深く関係していたからである。

中世のラテン的キリスト教世界が旧き市民社会とどのように関連し、どのように変化していったのか。この問題が中世ヨーロッパ史研究の中心に位置し、多くの専門的研究が捧げられてきたことは周知のことであろう。無論、ここでそうした問題に専門的に立ち入ることはできない。ただ、これまで叙述してきた旧き市民社会からステイトとしての国家の形成を俯瞰するという立場から、些か無謀とも言えるかもしれないが、ラテン的キリスト教世界の解体を概観しておこう。

ラテン的キリスト教世界の普遍的権威である皇帝権と教皇権は互いに独立して存在しうるものではなかった。両者には共通の利害が存在した。共通の利害をもたらしたのは、ビザンチン、異部族やイスラムなどの外的な対抗勢力と下位の独立権力、すなわち自由人のジッペあるいはその継承者としての貴族、領主が独立して保有する権力の存在であった。これらとの対抗関係を通じて、皇帝と教皇の両者は共通利害で結ばれていたのである。ここから、一方が他方に依存しつつ外敵や下位権力に対抗する傾向が生れた。

まず、皇帝権が教皇権を必要とした事情について。既に「§ 2. 国家の歴史的母胎、あるいは旧き市民社会」で述べたように、自由人のジッペがもつ独立権力の上に、下から重層的に積み上げられた権力が存在する社会では、王権は下から制約を受ける傾向が存在した。とくに貴

*本論文の目次

はじめに

第Ⅰ部 リヴァイアサンと市民社会

§ 1. 国民国家の脱神話化

§ 2. 国家の歴史的母胎、あるいは旧き市民社会（以上、本誌第47巻第2号）

§ 3. 国家と社会の分裂、あるいは国家の疎外

§ 4. 市場社会としての市民社会と国家（以上、本誌第47巻第3号）

§ 5. 政治社会としての市民社会の復権（以上、本誌第48巻第3号）

§ 6. 諸国家の体系と市民社会（本号）

§ 7. 国民経済と世界市場（以下、次号）

§ 8. 国際的市民社会

第Ⅱ部 ジクラトの崩壊の後に

第Ⅲ部 世界経済とステイト・システムの浸食

族は王権に対抗しうる存在となりえたし、よしんば王権への挑戦がなかったとしてもフェーデの行使は王の支配を不安定化するものであった。カール大帝の統治にあって、王が大ジッペに対抗して統治機構体系化に資した国王巡察使 *missi dominici* は、カールの死後にたちまち貴族の管区支配権の強化をもたらし制度に転化したが、そのような類のエピソードは中世王権に常に付き纏った¹⁾。このためウルマンは、現代の主権概念を利用しながら中世にはゲルマン諸部族に起源をもつ「人民主権論」と王権を神より授けられたものとする「神政君主制論」とが存在したのであり、「中世の政治思想はその大部分がこれら2つの統治理論間の闘争の歴史である」とまで述べた²⁾。ウルマンの叙述は、主権概念を「旧き市民社会」に適用するという難点をもつにしても王権の安定が容易にえられなかった思想的背景をよく描いている。繰り返しになるが、旧き市民社会とはミッタイスの言う人民国制を特徴としていたのである。

教皇権による王なり皇帝の支持は、神と王と人民の関係概念を神の方、つまり「上から」再構成し、王権をゲルマンの伝統とは別に正統化する貴重な資源であった。教皇権による世俗的権威の承認が神政君主制を直ちに正統化しうると必ずしも言えないとしても、また、後のフィリップIV（美麗）やヘンリーVIIIが教皇権と対抗する際に封建議会に依存したようにゲルマン的伝統が王の権力資源となる場合が存在したとしても、王権が人民国制的な基盤の上に絶えず再生産されざるをえなかった時代に、宗教的権威

は王権の正統化手続きに資するものであった。

メロヴィンガに代わってカロリングが王位に就く際には、教皇による王への塗油がカロリングによる王位の篡奪を正統化した。ゲルマン的な伝統の中だけで、宮宰ピピンが王位につくのはより困難であったことは確かであろう。また、カール大帝のローマ皇帝としての戴冠は、ピピンから継承したフランク帝国を東方帝国から区別して正統化することに資したことも確かであろう。王が宗教的権威に依存した例はいくらかでもあるが、ザクセン朝オットーも王権を確立する過程で少なからず教会に依存した。オットー大帝がフランク帝国を再現しようと試みた際には、大公国対立を超越した「教会高権 *Kirchenhoheit*」を利用し、帝国司教や帝国修道院長を帝国官職とし、世襲化されない官職に財政的負担や軍役負担を負わせた³⁾。その行為は教皇権との関係では皇帝権の優越を示すものであったが、オットーの戴冠なしには成功しなかったことも確かである。カール大帝やオットー大帝についてさえ、支配の強固さは教皇権の確かな支持に基づいていたのであった。

他方、教皇権もまた皇帝権に依存せざるをえなかった。そもそも、教皇権がもつ世俗的権力の資源は少なく、ある世俗的権力からの圧迫に対抗するためには、自己に親和的な世俗的権力を必要とした。ラテン的キリスト教世界は、なによりもそうした事情にしたがって誕生したとも言える。ローマ帝国がコンスタンティノープルに移った後に、またそれに関連して後に皇帝教皇主義 *Caesaropapism* と極端な表現を受けるにいたった立場、つまりコンスタンチノープルの皇帝がキリスト教世界への神権を主張する立場をとるにいたって、ローマ教皇は東方皇帝からの独立を、そして皇帝権を教会の下におくこ

1) Olivier-Martin (1951[1948]), pp. 51-52 (邦訳, pp. 80-81)。国王巡察使は、1名の司教と1名の伯からなり、王から与えられた訓令に基づいて王令の執行を監視し、伯が支配する地方での貴族の圧政に対する人民の訴えを受け王の支配を強化した。だが、カール大帝死後には、巡察使職は当該地方の伯と司教にゆだねられ実効性を失っていった。

2) Ullmann (1965), pp. 12-13 (邦訳, pp. 4-6)。

3) Mitteis (1988[1949]), pp. 117-119 (邦訳, pp. 191-192)。

とを追求した。教皇ゲラシウス I は 5 世紀末に皇帝に対する教皇の優越性を訴え、その後、彼の思想から発する教皇至上権の主張はローマ教会に受け継がれた⁴⁾。だが、ゲラシウス理論は教皇にとっての世俗的権威の必要性を排除するものではなく、むしろ必要性を認めるものであった。ローマ教会は、東方帝国から分離し、ローマ教会の権威を保全するために、別個のローマ帝国を、すなわちラテン的キリスト教世界を支配する帝国を必要としていたからである。

8 世紀はじめから半ばにかけて、一方、教皇領、ラヴェンナ総督領とともにイタリアを三分して支配していたランゴバルトが教皇領に侵入する危機が生じ、他方、カロリングによってフランク王国支配が確立された際に、教皇はピピンに救援を求めて教皇領を保全する道を選んだ。ピピンを「ローマ人の保護者 *patricius Romanus*」に任じ、さらにその後、754 年カール大帝の塗油式においてこの称号をカールにも与え、800 年のクリスマスにローマ皇帝としての戴冠をカールになしたのである。そして、このときに、地理的な意味でのヨーロッパとは異なるラテン的キリスト教世界としてのヨーロッパが誕生したのである。レオ III をはじめとする教皇たちは、東方とは別個の帝国を得ることを通じて、ゲラシウス理論を実現しようとした。そして、ローマ教会は、偽造文書である「聖シルヴェステル伝 *Legenda sacti Silvestri*」や「コンスタンティヌス大帝の寄進状 *Donatio Constantini*」までも利用して、コンスタンティヌス以後東方に移動したローマ帝国とは別のラテン的キリスト教世界における教皇権の確立を正統化したのであった⁵⁾。

「旧き市民社会」との関係でも教皇権は皇帝権に依存せざるをえなかった。わけでもローマ教会自体に教皇を頂点とする位階秩序を導入するために世俗的権力の支持が必要とされた。「私有教会 *Eigenkirchentum*, *proprietary church system*, *systeme de l'eglise privee*」問題はそうした必要性をよく表している⁶⁾。ゲラシウス I は教会の建立にはローマの許可が必要であり、設立者は教会に対する諸権利の多くをローマに移譲するべきであるとし、ローマ教皇を頂点に司教、司祭によって構成される位階秩序を形成しようとした。教皇至上権は、ローマ教会によるキリスト教世界の位階秩序の形成によって基礎付けられる必要があったのである。だが、辺境への布教とゲルマン侵入後の混乱の中で中世ヨーロッパには「私有教会」が普及していた。つまり、種々の教会が領主をはじめ様々なジッベや人々によって建立され、司祭は設立者や領主によって選ばれていったのである。6 世紀に教会は土地と同様の不動産と同一視され、司祭は領主の家臣であるという概念が生れ、さらに、教会財産はレーエン制の体系に組み込まれていった。司教、司祭自身が封建領主として、あるいは封建的不動産権保有者として世俗の権力秩序にまきこまれていった。このような私有教会をローマ教会管轄の司教の下に置き、ローマ教会による聖別を受けるように状況を変えるには世俗的権威の確立と教皇権に対する支持・協力が必要であった。しかも、どの大司教区もローマ大司教区と同じように教皇の管轄下に置かれたわけではなかった。中世初期にはアルプスを越える世界では多くの地域で首都大司教が自治的な裁治権を有し、教皇が介入しうる範囲は限定されていたのである。また、こ

4) ゲラシウス理論については、Ullman, *op. cit.*, pp. 40-44 (邦訳, pp. 36-40), 参照。

5) *Patricius Romanus* は、*Donatio Constantini* に含まれる観念であり、教皇を助けて世俗の統治にあたる地位を示していた。詳しくは、Ullman, *op. cit.*, pp. 45-73 (邦訳, pp. 41-73), Mitteis, *op. cit.*, pp. 102-115 (邦訳, pp. 162-185) などを参照されたい。

6) 私有教会については、Ullman, *op. cit.*, pp. 82-83 (邦訳, pp. 85-86), Mitteis, *op. cit.*, pp. 68-70 (邦訳, pp. 104-107), Olivier-Martin, *op. cit.*, pp. 35-36 (邦訳, pp. 54-56) などを参照されたい。

れに関連して、メロヴィング朝以来フランク王は領邦の教会をローマから切り離し、聖職者叙任権を保有し、その結果高位聖職者は貴族からなり、司教、司祭が軍役奉仕に積極的に従う場合もあり、また司教教会も貴族の世襲財産となっていたことも忘れてはならない。

ゲラシウス理論に基づくローマ教会の教会組織編成の試みは、フランク帝国の承認とともに始まった。ピピンやカール大帝時代、そしてルードヴィッヒ（ルイ）Ⅰ（敬虔）時代に、ローマ教会は一面では私有教会制度を承認しつつ、他面では世俗的権威に依存してローマ教会のラテン世界での位階秩序を作り上げていった。カール大帝の意図は別にしても、カール大帝の時代にローマの司教と同様に首都大司教に教皇が肩布Palliumを与えるようになったことは、教会の位階秩序形成に大きな役割を果たした。このような教皇権の世俗的権威への依存は、カールの戴冠時のみならずオットーの神聖ローマ帝国においても、グレゴリウス改革時においても存在した。その時の皇帝に依存しえない時にも、教皇は何らかの、つまり少なくとも皇帝に対抗しうる世俗的権威を絶えず必要としたのである。

両者の関係は、無論よく知られているように、依存関係のみならず緊張関係を同時に含むものであった。カール大帝の司教叙任や聖職者への課税、オットー大帝による教会高権の利用にみられるように、王や皇帝は司教、司祭の叙任や授封によって教会を自己の支配に従属させようとし、教皇はゲラシウス理論にみられるように、皇帝を含む全キリスト教世界におけるローマ教会の優越性、教皇至上権を確保しようとしたからである。教皇にとって教会高権はローマ教会に属するべきものであって、決して皇帝権に属すべきものではなかった。

こうして、ラテン的キリスト教世界には、3者の間、つまり貴族あるいは領主など自立した権力の保有者、王あるいは皇帝、そして教皇の間の依存関係と緊張関係が構造的に組み込ま

れ、それらは中世ヨーロッパ世界の社会的・政治的変動を長く規定していった。普遍的権威の衰退もしくは弱体化と、ステイトとしての国家を軸とする国際システム形成とは、そのような諸変動の帰結でもあった。

このような帰結を生んだ第1の要因が、「§3. 国家と社会の分裂、あるいは国家の疎外」にみた英、仏の君主国家を中心とするステイトの誕生それ自体にあることは言うまでもないであろう。諸権力を集中・系列化することによって政治的安定を達成し、同時に市場社会に適合する支配・統治システムとしてのステイトは、貴族のジッペに代表される下位の中間団体の権力を剥奪するとともに上位の普遍的権威の優越性を拒否して生誕しうる。ステイトに向かう政治社会は、いずれも皇帝と教皇に対抗しながら権力の集中・系列化とその安定を図った。

これに関連して注目しなければならないのは、先行したステイトがいずれも中部ヨーロッパ、つまり皇帝と教皇の係争地域から逃れていたことであろう。それらから遠く離れていたことは君主の権力集中に種々の優位を与えたのである。本来フランク帝国の版図の外側に成立し、アンジュー帝国の大陸領土喪失の後ブリテンに引きこもったイングランド王権は、皇帝との確執に直面する必要がなかった。ポスト・カロリングのフランスもドイツとの係争問題を抱えはしたが、フランク帝国分割の延長上にある神聖ローマ帝国に対しては独立した王権を保有していた。こうした事情は、直属授封者と王の強い結合に基盤を置いたイングランドにおける権力の集中・系列化を、また、カペーにせよヴァロア、ブルボンにせよ諸侯に優越する王の領土的支配に基礎を置いたフランスの家産的なステイト形成を、ドイツに比してはるかに容易にした。法的にみれば、前にも述べたように、「王は彼の王国における皇帝なり」という準則命題がフィリップⅣ（美麗）時にフランスには生れ、やがてそれは「至高封主」概念とあいまって王権の法的正統化にある役割を演じたとされる

が、この命題の本来の意味が皇帝に対する王の絶対的独立にあったことを想起すればよいであろう。

皇帝権が弱体もしくは及んでいない地域での教皇権は、世俗の権威が弱体であった際、あるいは王が教会に敬意をはらっている時には、教皇が皇帝に対抗する上での強固な基盤となりさえした。だが、王権という世俗の権威が強化されるにつれて、皇帝権に依存しえないだけに教皇はこれに対抗しうる資源を欠いた。ノルマン・コンクエスト後のイングランド、特にヘンリーⅡとトマス・ベケットの対立、フィリップ・オーギュスト（フィリップⅡ）後のフランス、殊に13世紀末におけるフィリップⅣ（美麗）とボニファチウスⅧの衝突を見ればそれは明らかであろう。宗教改革前に教皇権の決定的衰退をもたらした、グレゴリウス改革によって生れたかに見えた教皇至上権を根底から崩した教皇座のアヴィニョンへの移転（バビロン捕囚）と大分裂をもたらしたのは、フランス王権の確立に他ならなかった。そして、むしろ、教皇は、皇帝支配力の及ぶイタリアに教会が位置していた関係もあり、絶えず皇帝への対抗の資源としてこれら帝国外の王権に頼らざるをえなかった。そのことは、やがてルネサンス・イタリアを舞台にした勢力均衡の中でより明確になるであろう。

第2の要因は、両権の闘争自体に求められる。皇帝は、カール大帝やオットー大帝の例をみるように聖職叙任権の掌握を通じて宗教的権威を自己の権力の集中化あるいは安定化にしばしば利用したのであったが、ローマ教会の位階秩序編成からみれば、そのことは教皇権を侵害するものに他ならなかった。両権間の緊張関係は、やがてサラセンやヴァイキングなどの外圧の低下や皇帝の領土的基盤の衰退など固有の社会的諸条件と宗教的な諸要因などが備わった中世盛期に、全ヨーロッパの社会変動に結びつく教会改革を生み出していった。聖職売買やニコライ主義（聖職者の不身持、すなわち妻帯や蓄

妾）、そして世俗による聖職叙任を断罪するグレゴリウス改革は、シルヴェステルⅡやレオⅨなど11世紀前半の教皇によって着手され、ニコラウスⅡ、アレクサンデルⅡを経て、グレゴリウスⅦの「教皇令27ヶ条Dictatus Papae, 1075」に基づくハインリヒⅣのドイツ王権との衝突、ウルバヌスⅡによる十字軍提唱、パスカリリスⅡとハインリヒⅤの対立などを遺して1122年のヴォルムス協約によって決着をみるまで約1世紀にわたって展開され、さらにフリードリヒⅠ（バルバロッサ）時にも同様に皇帝権と教皇権の対立が生じた。このような対立は容易に決着せず、ステイトの形成まで両者ともに決定的な勝利が得られない状態が続いた。

皇帝権と教皇権の衝突に勝者はありえない。両者の間の依存関係からして、いずれが優越あるいは劣弱となっても、結果的に両者の弱体化をもたらすからである。最も注目すべきことは、皇帝権に対する教皇権の挑戦が、しばしば、というよりも必然的に皇帝の帝国等族つまり領邦君主への支配力の弱体化と結びつき、結果的にはステイトの両者に対する優越を促したことであろう。皇帝権の安定は、旧き市民社会としての帝国における「人民国制」を担う部族大公を頂点とする貴族、後にはラントを支配する帝国等族に対して王権なり皇帝権がどの程度優越し、彼らの権力を自己の下に系列化しうる否かにかかっていたのであり、教会改革は皇帝に対立する貴族や帝国等族と教皇との連合をしばしば生み出したのであった。換言すれば、教皇は教会改革を通じて皇帝権に挑戦することを通じて、自己の庇護者である皇帝権の弱体化をもたらした、自己の弱体化の基礎を育んだとも言えるのである。

第3の要因は、宗教改革であった。宗教改革が教皇を頂点とするラテン的キリスト教世界に亀裂をもたらしたことは言うまでもない。だが、それとともに宗教改革はステイトの教会高権を強化し、普遍的権威の衰退を確実にしていった。イングランド国教会の設立だけではな

い。カトリック側に立つ皇帝と争ったドイツのプロテスタント領邦の帝国等族はルター派の国教会を設立し、1555年のアウグスブルク宗教和議では、帝国等族が自己の支配領域に改革権 *ius reformandi* を有することが定められた。それはプロテスタント領邦ばかりではなくカトリック領邦にも及ぶ帝国法であった。無論、トリエント公会議などを通じてカトリックもまた態勢を整えるが、趨勢は変わらなかった。

ラテンのキリスト教世界全体の政治的変動において皇帝と教皇が果してきた位置をステイトとしての主権的領域国家が占めるにいたったことの最終的確認は、宗教改革に端を発した30年戦争に終止符を打つウェストファーリア講和条約 *Instrumenta Pacis Westphalicae* においてなされた。講和条約は帝国等族が支配するドイツ領邦 *Land* に、聖俗に関する領邦高権、つまり主権を認めたのである。確かに、条約は未だ皇帝と帝国に対する帝国等族の同盟を禁じていたが、それはドイツについてのみ適用されるものであり、諸侯が外国と結んで帝国に対する同盟を形成することを阻むものではなかった。そして、ドイツにおいてさえ領邦に対外主権を承認したときに、英、仏、オランダ、スウェーデン、スペインといったステイトの対外主権があわせて承認されたことは言うまでもないことであった。政治的な意味をもつ普遍的なラテン的キリスト教世界の死亡はウェストファーリア講和をもって公然となり、代わってステイトを主軸のアクターとする国際的諸関係 *international relations*—正確に言えばそれは国民 *nation* の間ではなく国家 *state* の間の関係と言えるであろう—が生まれ、西欧国家系あるいは西欧国家システム *western state system* が登場したのである。

西欧国家系と勢力均衡

ウェストファーリア講和は、権力を集中・系列化した主権的領域国家が対抗しあう西欧国家系を生み出した。それは、独立した権力をもつ

自由人のジッペが対抗し合いフェーデの絶えない社会にも似た世界であった。ステイトは国家理性を行動原理とし、自己以外に裁判官をもたない。それはジッペと同様の法共同体、平和共同体そして保護共同体であって、無国籍者には権力による保護喪失が、つまりジッペからの追放者と同様の運命が待ち受けている。つまり、西欧国家系とは、ホッブスやロックが1つの社会を対象に自然状態もしくは無政府的状態として描いたものに極めて近似する世界に他ならなかった。この意味で、国際政治の観察者の多くが西欧国家系をホッブス的なイメージで描いたのは正鵠を射るものであった。カントが言うように、「平和状態は、決して自然状態 *status naturalis* ではなく」、「自然状態はむしろ戦争状態」であり、ゆえに「平和状態は樹立されなければならない」のである⁷⁾。

自由人の自力救済権の上にある旧き市民社会が決して安定的でなかったのと同様に、国家理性にしたがうステイトの自力救済権の上にある国際的諸関係は不安定を本来的に内包せざるをえない。すべての国が潜在的に敵国となりうるからであり、価値の共有すら意味をなさなくなるからである。30年戦争は既にそのことを示していた。戦争はボヘミアにおけるカトリックとプロテスタントの対立から始まったが、やがてハプスブルクあるいは皇帝と対立諸勢力の対抗を主軸とする戦争に転化していった。カトリック勢力であるフランスがスウェーデンとの同盟に基づいてラインに侵攻し、それと同時期にプロテスタント領邦の中でも有力であったザクセンとブランデンブルクが皇帝派に加わったのは、それをよく象徴している。

このように不安定な世界での自己の保全は、ジッペの独立権力が存在していた社会と同様に、他者にまして強い権力を保有することによって可能となる。そして、諸権力間の闘争の抑

7) Kant(1948[1795]), p. 18 (邦訳, p.23)。

止は、諸国家の間に同等に権力が配分されて均衡が存在するか、もしくは諸国家の間に利害を共有する一つの共同体が形成されるか、あるいは弱者の強者への依存を通じて権力の集中・系列化が実現するか、諸国家のもつ権力の独立性を剥奪してさらに一個のステイトがその上に形成されることによって始めて達成されることになる。無論、併合や同盟が存在しようとも、世界を普遍的に支配する超国家なり帝国が存在せず複数の列強が対抗し合う限り、ホッブスの国際関係は存続しつづける。西欧国家系では、他を圧する覇権国家の形成を他の諸国家が抑止しようとし、その結果、その時々により勢力均衡 balance of power がもたらされ、また自己の保全のためにも各国は自己に有利な勢力均衡を実現しようと努めた。勢力均衡は、モーゲンソーの言うように、主権国家システムに「必然的」なものであった⁸⁾。

勢力均衡システムは、周知のように、30年戦争に先立つ歴史の中に既に登場していた。15世紀中葉にイタリアに生まれた主権的領域国家ヴェネチア、ミラノ、フィレンツェ、ナポリ、教皇領の5都市国家「列強」は、当時最も強大なヴェネチアと他の都市国家との間の勢力均衡を軸に勢力均衡実現をめざす対外政策を採用し、世紀末葉のシャルルⅧのイタリア侵攻はスペイン、イングランド、神聖ローマ帝国、イタリア諸都市の間での勢力均衡政治を生み出したのであった。ウェストファリア講和に先立つステイト形成の中で、既に勢力均衡政治が生まれていたのである。グッチアルディーニが15世紀に勢力均衡概念を用いてイタリアの政治構造と変動を描き、16世紀末にアルベルト・ジェンティ

リがそれを発展させたのも不思議なことではなかった。以来、勢力均衡概念は一経験科学的に、あるいは分析理論的に十分耐えられるようなモデルに基づくのではなくしばしば比喩的にしか語られることがなかったのではあるが⁹⁾、ルネサンス以後の自然科学、数学の発展、殊にニュートン力学の普及も預かって、国際法、国際政治学などが依存する国際関係の基本概念となるばかりか、対外政策を策定する際の基本的な指針として意識的に採用されるにいたったのである⁹⁾。

勢力均衡は、一般的にしばしば主権国家間での平和を達成するためのシステムとして考えられ、グロティウスとその後継者の思想の中では覇権の抑止と国家間の平和を、したがって国家の独立と自由を保証するシステムなり法として受容された。この場合、勢力均衡は平衡 equilibrium と同義とみなされ、したがってまた国家系が調和状態にあるとみなされることになる。歴史的に言えば、18世紀前半のスペイン継承戦争の終焉からオーストリア継承戦争までの四半世紀、勢力均衡の定義によっては異議が存在するが7年戦争終結からフランス革命までの四半世紀、19世紀以後では普仏戦争終焉とプロイセンによるドイツ帝国建設から第1次世界大戦までの時期、そして幾つかの条件が必要であるが第2次世界大戦後の冷戦期について、勢力均衡システムに基づく平和が実現した時期とみなされている¹⁰⁾。

だが、勢力均衡システムは、西欧国家系がもつ本来の不安定性を解決するものではなかった。第1に、平衡としての勢力均衡は静学的な

8) 「力を求めようとする諸国家—それぞれの国は現状を維持あるいは打破しようとしているのだが—の熱望は、バランス・オブ・パワーと呼ばれる形態と、その形態の保持を旨とする政策とを必然的に生み出すものである」(Morgenthau(1954), p.155, 邦訳, p.180)。

9) Sheehan(1996), pp.29-48.

10) 勢力均衡概念や勢力均衡政策、勢力均衡システムについては、国際政治学の中に長く厚い研究の蓄積と論争がある。本稿はそれらに多くを負っているが問題自体の専門的検討については到底ないうるものではない。問題の概観については、さしあたって Sheehan, *op. cit.* を参照されたい。

定常状態stationary stateを意味するものではない。均衡がかりに存在するとしても一政治学では均衡解が存在するか否かには注意が払われないが、均衡解の存在問題がそもそも明らかにされなければならぬ。それは諸ステイトの権力なり勢力が絶対的にも相対的にも変化する中で達成されるしかない。そのような世界の中で自己の権力と権力資源を一定に保つ国家は到底ありえないであろう。つまり、勢力均衡は、諸国家による不断の権力強化、権力資源の拡大を前提とせざるをえないのである。そして前者は対抗する諸国家間での累積的な軍事力の相互拡大を、また後者は今世紀前半までは人口と領土の拡大の追求あるいは技術と経済的基盤での支配力の追求を諸国家に負わせたのである。そのような世界で均衡が維持されるのか否かという問題は、言うまでもなく経済学では動学的モデルの中で取り扱われてきた。そして、極めて稀にしか、あるいは極めて嚴重な諸前提—たとえば諸変数の間にあらかじめ一定の均衡が保たれるであるとか、変数の数が極めて限定されるであるとか、あるいはまた関数があらかじめ特殊な形状を有するとか—を置いてしか均衡状態が安定しないことが明らかとなってきたのである。政治的な勢力関係の動学は別だというわけにはいくまい。そうであるとするならば、勢力均衡システムは、際限ない勢力拡大競争をもたらし、したがってまた不安定を潜在的にせよ増大させてゆくシステムと言うしかないのである。

第2に、上に述べたことから引き出されることだが、勢力均衡を求める対外政策が弱小国の独立・自由や諸国間の平和を必ずしも保障しないことに注意しなければならない。勢力均衡が絶えざる勢力の変化を通じて実現されるものであるとすれば、主権的領域国家は国家理性にしたがって自己の勢力なり権力資源を強化してゆかざるをえないであろう。19世紀までにそうした資源は何よりも領土と人口の大きさに求められ、現代では技術と経済に求められている。だが、そのような資源はもとより平等に諸国間

に配分されているものではなく、また領土は別にしても諸国間への配分比率を一定に保って拡大してゆくわけでもない。そこから、現存の勢力均衡システムの全面的修正には至らないまでもサブ・システムの修正がもたらされる可能性が生まれる。つまり、強大なジッペが弱小なジッペを従属させるように強国が周辺の弱小国に侵攻しこれを併合したり、あるいは支配・強制関係を強いたりするであろう。ユトレヒト条約後の勢力均衡システムの中で、イングランドは衰退したスペインからジブラルタルを獲得して海上覇権上の要衝をおさえ、フランスはポーランド継承戦争に乗じてロレーヌを占領し、7年戦争後の均衡システムの中でプロイセン、オーストリー、ロシアがポーランドを分割したのは、そのことをよく示している。この際には、小規模な、しかし小国にとっては命運をかけた戦争が、達成されている勢力均衡の下で常態的に生じ、勢力均衡システムは小国の独立と自由を何ら保障する意味をもたなくなるのである。言い換えれば、勢力均衡概念に意味転換が生じる。勢力均衡政策を無視して安全保障はありえないとしても、勢力均衡政策は戦争の常態化や弱小国の抑圧・支配を排除しはしないのである。そして、勢力均衡システムに内在するこうした論理は、18世紀や19世紀にあってもイギリスの海上覇権を、またヨーロッパ内部でも列強の均衡期においてさえ中欧、北欧などそこここに地域的覇権を生み出し、第2次大戦後は2大覇権国家を生み出したのであった。

第3に、平衡状態としての勢力均衡が、勢力均衡政策自体というよりは、しばしば大規模な戦争の後に生まれることに注意しなければならない。トゥーキュディデース以来の戦史研究は、いずれも現存の勢力配分の修正を挑戦者が試みる際に戦争が生じることを明らかにしている¹¹⁾。7年戦争は西欧国家系の主要アクターと

11) もっとも明確な指摘は、Howard(1983), pp.9-10, に見ることができる。

してのプロイセンの台頭が、同じく第1次大戦はビスマルク的均衡の線を踏み越えたドイツ帝国の既存勢力関係への挑戦が、そして太平洋戦争は日本による中国をめぐる列強の勢力関係の修正が準備したのであった。そして、ユトレヒト条約が英仏2極均衡を生み出し、7年戦争がこの2国にロシア、プロイセン、オーストリーを加えた勢力関係を生み出したように、多くの戦争はそれが長期の安定に結びつか否かは別にしても、またそれが諸国家の独立と自由に対する侵害を伴うとしても、戦争の産物としての一定の均衡状態を生み出してきたのである。このことも、経済動学からみれば不思議なことではない。ある平衡状態が崩壊したときに直ちに安定的に平衡に戻るようなシステムは極めて希であって、むしろ不均衡が累積してゆく場合が現実を支配している。バブルの発生と崩壊はその好例であろう。マルクスは、経済恐慌を不断の不均衡の暴力的均衡化過程として描いたのであったが¹²⁾、それをもじって言えば、戦争は不断の勢力不均衡の暴力的均衡化過程とも言えるであろう。勢力均衡と平和や覇権抑止を同義とするわけにはいくまい。

第4に、モーゲンソーが勢力均衡の決定的な弱点として指摘した不確実性が存在する¹³⁾。物理的平衡になぞらえて勢力均衡をとらえようとする場合に、既に述べた諸前提や限定の他にも多くの限定を伴っているのが普通である。たとえば、意識的にか無意識的にか、すべての変数は数量的に把握しうるし、それらについての情報は完全に与えられており、行動を決定する人々は方法論的個人主義に基づいて他に独立して存在し、また合理的に自己の効用関数を最大化するように行動すると仮定しなければならない。しかしながら、そもそも勢力なり権力を数

量的に合理的に把握するには限界がある。そのことは、軍事力比較の際に問題となる兵器の質や士気・熟練などを一瞥すればわかるであろう。完全情報が存在するわけでもない。それどころか政治にあつては、情報の隠匿は普通であつて、ゆえに情報収集は決定的な役割を演ずる。さらに重要なことに、対外政策を決定するアクター達が独立して合理的に行動するという方法論的個人主義を適用しうるとは言えない。そもそも目的関数自体が個人の利益にのみかわるのではなく、共同体や制度的機構に属する価値に深くかわる。また、短期の合理性と長期の合理性の間に対立が存在する場合、あるいは複数の目標を達成しなければならない際に、ある合理性と他の合理性の間に緊張関係や矛盾が生じる場合がある。加えて、システム全体が時間にしたがって不可逆に不均斉に変化するとすれば、なお一層均衡の成立は困難となる。統計的な確率を越えた不確実性が大きくなるのである。こうしたことは、最も数量化が容易な戦争ひとつとって後知恵を生かして歴史的に検証した際でさえ、唯一の判断を下すのが困難であり、多くの作戦について伝説と論争が存在することをみれば、容易に理解しうるであろう。モーゲンソーが言うように、勢力均衡は、「見せかけの的確性と的確性が実際に欠如していることとの間の対照性、つまり均衡を求める見せかけの欲求と、実際に優位を狙うこととの間の対照性」を本質としており、「実際にはもっていない実体と機能とをあたかももっているかのように装い、だからこそ実際の国際政治を偽り正当化」しさえするのである¹⁴⁾。

これまで見たような不安定性を勢力均衡システムがもつにもかかわらず、勢力均衡システムを調和的に描く傾向がこれまでに存在してきた。勢力均衡への強い意識的批判は、第1次大

12) Marx(1959), pp. 492-493 (邦訳, pp. 664-665)。

13) Morgenthau, *op. cit.*, pp. 185-189 (邦訳, pp. 219-223)。

14) Morgenthau, *op. cit.*, p. 194 (邦訳, p. 230)。

戦という代償を払ってはじめてが生まれたのである。では、何故にこのような勢力均衡への支持が存在したのであろうか。無論、力学的均衡概念が勢力均衡論を助けたことは疑いえない。また、グロティウスやブーフエンドルフに見られるように、ホッブスとは対蹠的に、自然状態を平和な状態として描く思想的傾向が存在したことも指摘されうるのであろう。しかし、それと同時に、18世紀から19世紀における勢力均衡政策の意識的実践がある種の安定を生み出したという歴史的経験なり認識が、勢力均衡システムの機能への信頼を生み出してきたに違いない。

だが、そうした機能の作用が特殊な歴史的な諸条件に依存し、そのような諸条件の変化なり喪失が勢力均衡システムの機能を変容させたことを忘れるわけにはいかない。ここでシステム変容を包括的に取り上げることは到底なしえないが、幾つかの条件変化を概観してみよう。たとえば第1に、君主がステイトを体現していた時代には、君主や外交政策を左右するエリートは勢力均衡を中心に外交、安全保障政策を策定しえた。北方戦争の際にスタニワフ・レシチンスキーがスウェーデンのカールⅫの支持を得てポーランド国王となり、スウェーデンの敗北によって亡命した後に、レシチンスキーの娘婿であるフランスのルイ XV は、ポーランド継承問題をめぐってスペイン、サルディニアと結んでオーストリーとイタリアを舞台に戦い、1735年のウィーン講和にあたって南イタリアにおけるスペイン・ブルボン支配をもたらすとともに、レシチンスキーにバルとロレーヌ両公国を与えたのであった。この経過は以後のフランスのロレーヌ併合を準備したが、このようなエピソード、つまり君主の意のままに国境を変更する政治劇は、決して奇異なものとは言えなかった。そして、彼ら君主の大国間対抗関係や国内体制に関する現状維持status quoへの強い志向が均衡実現を容易にしていたとも言える。だが、フランス革命そして1848年のヨーロッパの政治的震撼に続くヨーロッパの政治社会の変容

は、君主やエリートによる裁量権を低下させていった。また、こうした条件変化は、ナショナリズムや種々のイデオロギー、さらに国民の不満や欲求が外交政策策定に影響を与える基礎を形成し、純粋に勢力均衡を基軸に外交政策を策定することを困難とさせていった。

また、第2に、18世紀から19世紀半ばまで勢力を本質的に規定する軍事力、殊に常備陸軍は人口と領土を基本的な資源として成立しており、発展水準から見て大国が互いに相手を無条件降伏に追いつめるような軍事力を動員することへの経済的制限が存在し、かつ軍事力は職業的軍隊によって構成されていた。このような限界は、軍事技術の急速な発展—機関銃や榴弾砲などによる火力の上昇、武装力と防御性能に加えて速力などを飛躍的に高めた艦隊や潜水艦の出現、航空機の登場、戦車・装甲兵力の展開、大量輸送システムによる兵站の革新など—によって、また化学産業、鉄鋼産業の発展を起点にした19世紀末からの経済発展、さらに国民皆兵に基づく巨大な軍事機構の創出によって根本的に打ち破られた。戦争はいつでも総力戦 total war に転化しうるものとなったのである。また、このような条件変化が、18世紀的な、あるいはビスマルク的な均衡状態の維持を難しくさせ、アジアや中東、アフリカに列強が経済資源を求めて勢力均衡の舞台を拡大する傾向をもたらした。ひいては植民地問題を国際政治にもたらし、ひいては核兵器と弾道ミサイル、原子力潜水艦や人工衛星システムの登場は、ウェストファール講和がもたらした国家の意味を大きく変え、一方では国家理性にしたがっていかなる国家も戦争をしようという条件を喪失せしめて米ソにみられる覇権国家を生み出し、他方では勢力均衡を「恐怖の均衡」に、つまり反グロティウスの均衡に変えてしまったのである。

こうして、ステイトの時代の世界、西欧国家系なり、さらに普遍化して主権国家システムとは、ちょうどフェーデの絶えなかった旧き市民

社会と同様の緊張と不安定性を本質的特徴とすることが明らかとなる。否、それ以上に事態は複雑であることを看過してはならない。旧き市民社会を基底において構成していたのは他ならぬジッペであったが、種々のジッペ間の格差以上に、領域的主権国家の大きさが異なるのが西欧国家系の特徴でもあった。中世における大貴族と貧しい騎士や自由農民の間にも確かに格差は存在したが、どのような大貴族であってもステイトのような権力の集中を実現していたわけではないからである。だが、ウェストファーリア講和後に承認された都市国家同様の規模をもつドイツ等族国家とフランスやイングランドのような領域的主権国家の差は極めて大きかった。その意味では、寡占的とも言える権力構造が西欧国家系の誕生とともに生じたのであった。そして、上に見たように、勢力均衡は、そうした寡占的構造の解消や大国の権力抑制に向かって機能するものではなかったのである。

市場社会の普遍性

勢力均衡についての概観は、勢力を生み出し、支持するものの変化が、つまり勢力資源の動学が不均衡や不安定を規定していることを示している。このことは、ステイトとしての国家の背後にある、あるいは国家を越えた社会の変容を、西欧国家系を軸とする国際関係の中に見ることを要請する。既に述べたように、ステイトの時代には国家と社会の分裂と相対が生じるが、この文脈を国際関係に広げて考察することとあわせて、そうした問題に接近することしよう。

旧き市民社会が解体しステイトとしての国家と新しい市民社会が生れてきた時に、新しい市民社会は、一方では市場社会の、他方では政治社会の顔をもつにいたった。この内、市場社会は、ラテン的キリスト教世界よりもはるかに普遍的な存在として、国家を超える性質を本来備えるものであった。

市場には、様々な財やサービスが生産者たち

によって供給され、次に交換されて、やがて消費される。それら多くの財とサービスの消費者は、彼らの消費するものとは別の財やサービスの生産者あるいは供給者として市場に登場する。そこにはロビンソン・クルーソーにはあった生産と消費の直接的同一性が欠けている。生産と消費は間接的に、つまり生産者が他人の欲望なり効用を満たすための供給を行い、それと引き換えに自分の欲望なり効用を満たすための財やサービスを手に入れるという一連の過程を媒介にはじめて一致をみることができる。生産と消費、あるいは供給と需要の一致は市場という社会的広がりの中でしか完結しえないように仕組まれている。換言すれば、社会的に人々が仕事を分かち合って、つまり社会的分業を形成することによって生産と消費の一致がはじめて実現されるのである。

社会的分業の地理的範囲はどのようにして決定されるのであろうか。原理的に言えば、どこに住む生産者がどこに居る消費者の欲求を満たす財やサービスを供給するのか、あるいはどの消費者がどここの生産者の供給する財やサービスを需要するのかは、社会的分業の性質によってあらかじめ決定されているわけではない。もちろん自然発生的には、特定の地方において消費される財の生産はそこでなされ、特産品となるにつれて他の消費地にも供給されるようになるに違いない。だが、消費に特有の地方性があったとしても、社会的分業システムにあっては、それが生産の地方性と直接結合する必然性は存在しない。どのように遠隔地の消費者の欲望を満たすものであろうとも、ある地域の生産が消費地の生産よりもコストや非価格上の優位をもつならば、生産者は遠隔地向けの生産に資源を振り分ける。当の生産者の居住地ではまったく消費されない財すら、遠隔地の欲望に対応して生産される。北海に面する諸国の漁民が日本でしか好まれない魚のための漁を行い、アメリカで使用されるが日本では例外的にしか使用されないポータブル英文タイプライターを日本企業

が生産する。このように分業は地方性なり国民性の衣をいつでも脱ぎ捨てうる。

分業に属する非地方性、非国民性、普遍性あるいは世界性の具現化は、市場特有の分業の決定様式、つまり資源配分様式によって、新しい契機を獲得する。分業の地理的な範囲あるいは空間を決定する事情は、分業の決定様式の中に潜んでいる。誰がどのような労働に従事し、何を生産するのかを決めるにあたっては、2つのコードなり決定様式が区別されなければならない。第1のコードでは、人間の意思、つまり何を誰が生産しようとし、そうするのが望ましく、あるいはそうするべきであるなど種々の人間の意思が直接あるいは間接的にぶつかり合い、その結果として分業が決定される。家庭内や学校での分業ばかりでなく、工場、企業、さらに行政など社会のいたるところに、さらには多国間組織協定や「秩序ある市場協定」などのように国際間にもこのコードは存在し、作用している。決して特定の共同体の中のみ存在するわけではない。だが、このコードに基づく分業の範囲が意志関係と直接に結合していることは明らかであろう。ある工場での職長の命令は他の工場の不熟練労働者を拘束しはしないし、ある国の政治的権威がまったく独立して存在している他の国のどこかに橋をかけたりすることはできないであろう。

これに対して、第2のコードなり決定様式は、人間同士の意志関係から独立している。第1のコードが人間の意志関係に基づくとするれば、それは価格関係に基づく。特定のある財やサービスの生産に向けられる労働や諸資源が過小であれば市場価格が自然価格を上回り、過剰であれば下回る。生産諸要素をどこにどれだけ配分すればよいかを価格というシグナルが伝えるのである。そこでは、人間の意志ではなく、人間の意志を体现しはするが、それから疎外された価格が分業を決定する。このコードなり決定様式がつかむ分業の範囲は意志関係がつかむ範囲をはるかに超えうる。価格が成立する範

囲、つまり市場の範囲が分業の範囲となる。そして、価格は言語や宗教にも、また政治的イデオロギーや慣習にも関係なく成立しうる。遠いヴェネチアをはじめヨーロッパで需要があって価格が好条件を示すならば、インドのある地方で香辛料生産がなされるであろうし、帆船によって運ばれる気の遠くなるような日々を問題とすることなく日本の茶がヨーロッパに輸出されるであろう。歴史的にみても、国内あるいは地方的市場に先立って海上貿易は発展した。ギリシャやローマの繁栄は地中海貿易に多くを負っていたのであり、中世前期のヨーロッパはイスラム圏によって地中海制海権を握られ、それが故に長い停滞を経験したのであった。市場は、本来的に普遍的であり、外生的な制限が加えられない限り世界市場として存在するのである。

最後に、社会的分業と価格メカニズムによる資源配分がもつ市場の普遍性を、資本主義は大きく拡張する力能をもつ。その契機は単一ではない。第1に、農業(agriculture)や商業(commerce)と異なって、資本主義は人間の勤労(industry)に基礎を置いた生産を実現する。人間の学習とそれを体化した資本財が、自然の制約を超える生産可能性を社会にもたらす。無論、そうした生産拡大は環境の破壊や資源の浪費など様々な負の富をも同時に生み出し、また単に労働節約的な技術が前面にでる場合には生産性の上昇が社会の厚生全体の向上や経済発展に結びつかない場合もある。それでも、産業の時代に生産力は大きく発展する。特にその際に注目すべきは労働が学習によって高い生産力をもつようになることと、労働が生産に際して利用する対象が労働そのものによって再生産される資本財となることである。もちろん、そうした生産拡大はいつも生じるわけではない。そうした拡大は、シュンペーターの「新結合」という概念にみられるように、そして今日では技術革新(innovation)として知られているように、新商品、新生産方法、新市場、新原材料、新組織などが登場するような転換によってもたらされる

からである¹⁵⁾。しかし、それでも産業の時代に技術革新がそれまでとは比較にならない速度で生産力を上昇させたことは疑い得ない。そして、このような富の集合の拡大が同時に市場の拡大をもたらすであろう。

第2に注目しなければならないのは、資本主義が余剰を常に生産の追加に向かわせるシステムとなっている点である。ケインズは、技術とともに「幾世代にもわたって休眠していたかに見える蓄積の複利的機能」が「16世紀に始まった資本蓄積」をもって再生し、強度を回復したと指摘した¹⁶⁾。このような複利機能の登場は、言うまでも無く資本主義的生産がそれ自体余剰と成長を内的な契機としていることに基づいている。このことはまた2つの基礎をもっている。1つは、マルクスが言ったように、資本主義的生産の目的が直接には最終消費から切り離され、間接的にしか結びついていないこと、したがって生産者、具体的には企業が自らの利潤や成長を目的に生産を行うことである¹⁷⁾。商品生産は既に生産と消費の直接的同一性を欠くが、それでもまだ自分の消費のために他人の欲望を満たす財を生産する。だが、企業の生産はもはや最終消費と結びつくことはない。生産と消費の乖離は、資本主義的生産の下で極限にまで押しやられるとも言えるであろう。

もう1つは、資本主義的市場競争の特質に求められる。資本主義が産業的生産に基づくとき、そして資本財が再生産物として登場し、労働がギルドの制約を離れていったときに、個々の生産者の生産力は平準化する傾向をもたざるをえない。農業と産業の相違はまさにこの点にある。農業では土地の肥沃度などが生産者ごとに相違し、相違の解消はままならないのに比して、産業では社会的に生産力は平準化しうるのである。

である。リカードゥはマルサスに対して市場にある財の多くは希少性ではなく労働によって獲得しうるものであり、しかも無際限に増加しうる、と述べて労働価値説を擁護したが、古典派経済学が生産費なり投下労働量をもって自然価格を規定したのは、社会の生産が産業的生産を中心に据えつつあるという認識に基づいていた¹⁸⁾。なぜなら、生産条件なり生産力が平準化する社会では、長期供給曲線と社会的な供給曲線—マーシャルが特殊経費曲線と呼んだもの¹⁹⁾—は水平となり、価格は供給によって決定され、需要は生産量に影響を与えるにしても価格には影響を与えないからである。ところで重要なのは、この産業的な供給曲線が競争の中では不断に低下する傾向をもつことである。一方では他の生産者に比して生産費の低減を実現すれば超過利潤(surplus profit)あるいは準地代(quasi-rent)が手に入り、他方では社会全体の生産費低下に対応しえない劣等生産者は市場から駆逐されてしまうのである。そして、このような環境の中にある生産者、資本主義的企业は競争の中で生き抜くことを強制される。単に利潤めあての生産が目的とされるだけではなく、それを欠いては存在しえない制度的環境が資本主義によって生み出されるのである。そして、このような結果として、市場は以前の商品生産とは比較にならないほどに拡大する。それが市場の普遍性の顕在化を促すことはいうまでもないであろう。新たな資源、販売市場を求めて世界市場を空間的に拡大する過程は、それを象徴的に表現している。

第3に、資本主義的生産は商品生産の上に発展するが、実のところ商品生産システムは資本主義の下ではじめて社会に支配的な影響を及ぼすようになる。たとえば為替手形は資本主義以

15) Schumpeter(1926), 第2章を参照されたい。

16) Keynes(1972), pp. 323-324 (邦訳, pp. 389-391)。

17) Marx(1966[1867]), p. 167 (邦訳, p. 197)。

18) Ricardo(1951[1817]), p. 12-13, (邦訳, pp. 14-15)

第1章第1節を参照されたい。

19) Marshall (1994[1920]), pp. 668-669.

前の海上交易の中から生み出されたが、資本主義的商品生産の発展とともに初めて全社会の中で利用されるようになる。それだけではない。資本主義は、本来は商品でないものを商品化する。土地や国債に価格がつけられ、資本そのものにも利子という一種の価格がつけられる。価格メカニズムがいたるところに浸透し、その結果市場の普遍性の支配領域は飛躍的に拡大するのである。

市場は多かれ少なかれ歴史的な個性をもつ制度や慣習と結びつくが、本質的に普遍的性格をもつ。これまで述べてきたように、社会から疎外されたステイト形成の1つの基礎は市場社会の発展にあった。したがって、ステイトが一方で神聖ローマ皇帝やローマ法皇という普遍的な権威を否定する代わりに、世界市場という普遍的な社会、ラテンのキリスト教世界に限定されない普遍性を伴う時代を生み出したのは決して偶然ではないのである。

経済的な国際的相互依存の歴史的変動

市場社会は、私的な、そして経済的なものに転化された市民社会である。公民の社会としての市民社会 *societas civilis* は、近代にあっては一面ではブルジョア社会—無論それに終わるものでないこと前に述べた通りであるが—に転じてしまう。だが、市場社会は普遍的である。分業なり物質代謝は、世界市場という枠組みの中でのみ閉じることができる世界性を帯びる。では、普遍的世界を権力の集中・系列化を通じて解体したステイトと世界市場はどのような関係をもつのであろうか。

市場のもつ普遍的世界性は国際的相互依存関係の拡大と深化を通して検証されうるであろう。この検証を試みて、誰しもが注目しなければならないのは、国際的相互依存関係が驚くほどの変動を被ってきたことである。ステイトの生誕を準備した中世盛期がヴェネチアによる地中海制海権の確保とそれに続く「商業の復活」であったことは既に述べた。中世盛期は通行税

などはあったにしても関税などの貿易障壁は存在しなかった。貨幣高権はまだ不完全であり、そここの市場では信頼に足る貨幣、たとえば中世盛期のはじめにはビザンティンのソリドゥス金貨が、13世紀後半からはフィレンツェのフロリン金貨とヴェネツィアのドゥカート金貨が広く用いられた²⁰⁾。そうでなければ「商業の復活」はヨーロッパ社会の変動にはるかに限定的な効果しかもちえなかったであろう。やがてステイトの生誕とともに、つまり絶対王制と共に、市場社会の普遍性は押し込められる。重金主義、重商主義体系が関税制度をはじめとする保護主義を世界に送り出したからである。保護主義の下で育った産業 *industry* はやがて自由な貿易を求める。アダム・スミスの『諸国民の富』はその理論的表現であり、ナポレオン戦後の穀物法撤廃運動は社会的表現であった。

1846年の穀物法撤廃に続いて1849年には航海条例撤廃も決定し、やがてコブデンとブライトが推進した英仏通商協定が結ばれ、19世紀後半からは最恵国待遇約款を含む通商協定が各国間にはりめぐらされ、自由貿易主義の時代が到来する。国際的相互依存関係は、こうした開放的システムの中で、19世紀を通じて、さらに第1次大戦の勃発まで続いた。南北戦争後のアメリカが産業保護主義を採ったのに加えて19世紀末からヨーロッパには保護主義が台頭してくるが、流れを根底から覆すには至らなかった。アンガス・マディソンによれば、GDPに対する輸出の比率—輸出依存度—は、ナポレオン戦後の1820年に「世界の工場」として台頭してきた連合王国イギリスでさえ3.1%にすぎなかったが、1870年には12.0%に、1913年には17.7%へと拡大した。イギリスにドイツ、フランス、オランダを加えた西ヨーロッパの輸出依存度も、1820年には取るに足らないものであった

20) Pirenne(1951), pp.261-263.

が、1870年には10.0%、1913年には16.3%と拡大していった²¹⁾。過程は、ヨーロッパにとどまるものではなかった。19世紀には南北アメリカ大陸、大洋州、インド、中国などアジアに世界市場は広がっていったからである。こうした相互依存の拡大・深化の過程は国際資本移動の発展をともなった²²⁾。イムラーによれば、イングランドの対外投資残高はナポレオン戦後には1,000万ポンド程度であったが、10年後には1億ポンド、1870年代前半には10億ポンド、1913年には40億ポンド近いものへと膨張していった²³⁾。それがGDPに占める比率は1830年代には30%を超え、1871年には80%を凌駕するまでに至った。その当時、国際収支ベースのネットのフローで見てもGDP比約7.7%の資本が海外に流出していたのである²⁴⁾。そして、資本移動は、鉄道の敷設などを可能にして遠隔地における市場の発展と、それら市場の世界市場への包摂を実現し、ひいては旧来の市場の内部的緊張を緩和したのであった。

19世紀から第1次大戦までの国際的相互依存の深化と拡大は、第1次大戦とともに終わる。第1次大戦によって、次には1929年恐慌、そして第2次大戦によって国際的相互依存関係は抑制どころか後退へと向かった。仏、独、イギリス、オランダのGDP輸出依存度は、1929年になっても13.3%と大戦前の水準に戻らなかったが、恐慌の後にはさらに劇的に低下し1950年には9.4%となった。大戦前に農産物輸出をもって成長を遂げていたラテン・アメリカ諸国は、1929年の9.7%を頂点に1950年には6.2%へと低下した²⁵⁾。1929年恐慌の後の世界貿易は月

ごとに縮小する傾向すらもち、1929年第1四半期に3兆ドル弱に及んでいた75カ国によって構成される世界輸入額は、国際連盟の調査によれば、1933年の第2四半期には1兆ドルを割り込んで9,440億ドルにまで低下したのであった²⁶⁾。しかも1929年恐慌後の国際的相互依存の低下は、不況のみでなく、それに続いたアメリカのスムート・ホーレイ(Smoot-Hawley)関税法に代表される高率関税やフランスではじまった輸入割当制度などにみられる保護主義、英連邦特惠関税制度やスターリング・ブロックが代表する差別主義、ドイツの清算協定にみられる双務主義など、世界経済を解体する方向へと押しやる政策的措置によって決定づけられたのである。国際資本移動は、貿易に増して打撃を受けた。第1次大戦前の債権国であった英、独、仏の在外資産は第2次大戦終了まで絶対的にも以前の水準に復帰することはなかった。為替管理が一般的になり、投資地域の経済的政治的な不安定は増大して国際投資に大きな制限が生まれ、さらにまた2度の大戦は戦費調達を通じて海外資産の取り崩しを余儀なくさせたからである。

第1次大戦からはじまる世界経済の解体は第2次大戦をもって終了する。1941年8月の大西洋憲章と1942年2月の米英相互援助協定に出発点を置いて構想された戦後世界経済秩序は、保護・差別・双務主義を明確に拒絶し、それに代えて、ケインズ的な意味での完全雇用を実現するための国際協力(たとえば大西洋憲章第5項)と自由・無差別・多角主義(大西洋憲章第4項)を再編原理としていたからである²⁷⁾。やがて、構想はIMF(国際通貨基金)とIBRD(国

21) Maddison(1995), p.38.

22) 19世紀の国際資本移動と国際貿易の関係については、佐々木隆生(1994)、第II部、第4章、第5章を参照されたい。

23) Imlah(1958), pp.70-75.

24) GDPについては、Mitchell(1988), p.822, に依拠している。

25) Maddison, *op.cit.*

26) Kindleberger(1973), p.172.

27) 戦後国際経済再編成の基本的性格については、佐々木隆生(1980, 1986, 1987, 1993)などを、またそれと国際資本移動の関係についての概観は、同(1994)の第6章「戦後国際資本移動の現実と資本移動論の課題」を参照されたい。

際復興開発銀行—世界銀行)を定めた1944年のブレトン・ウッズ協定、そして1947年のGATT(関税と貿易に関する一般協定)に結実し、為替取引、貿易取り引きの自由化と関税その他の貿易障壁軽減が継起的に展開していった。自由・無差別・多角主義の実現は、IMFの下での通貨の交換性回復と為替自由取り引きの導入、GATTの下での輸入割り当て制度の原則撤廃(自由化)、内国民待遇(national treatment)、最恵国待遇(most favored nation)などの推進と数次にわたる関税の引き下げ交渉を通じて戦後すぐから始まった。この結果、OECD諸国のGDPに対する輸出依存度は1950年を底に上昇し、1960年代末には1913年の水準を回復し、1970年代以後も引き続いて上昇していった²⁸⁾。

貿易に比して、国際資本移動の流れは容易に回復することはなかった。IMFやGATTの中には国際資本移動についての明確な枠組みは存在しなかったし、それどころかIMF第6条3項は、国際資本移動の規制に必要な管理を認めており、そうした措置を通して安定した固定相場を実現し、また「国際金融の神殿から高利貸しを追放する」という制度の基本目的をかなえようとしていたのである²⁹⁾。だが、戦後まもなく基礎的不均衡である経常収支不均衡を為替平価変更のみによって調整するのではなく、国際資本移動によって調整する必要が認められるようになった。マーシャル・プランはその表現であったとも言える。国際資本移動について国際的な

枠組みが与えられたのは、1960年に設立されたOECDによってであった。OECDは設立の翌年に「資本自由化に関する規約」を定めて自由化を推進した。この枠組みの中で、アメリカの対外投資特に直接投資は拡大した。大戦終了時に100億ドルに満たなかったアメリカの直接投資残高は、1960年には300億ドルに達していたが、69年には700億ドルへの増加したのである³⁰⁾。

だが、このような国際資本移動の自由化は1970年代までは不徹底なものであった。1970年におけるアメリカの対外資産は純資産ではわずかにGDP比5.8%、資産のみでも16.4%、直接投資にいたっては7.5%程度であった。これを19世紀イギリスの対外投資残高と比べれば、経済規模に比しての国際資本移動が低位にあったことが明らかとなる³¹⁾。その理由の一部はなお国際資本移動に対する規制が存在したことにあった。OECDの自由化規約でも「自国の経済及び財政金融状態に照らして正当と認められる場合」、「自由化措置が自国に重大な経済上及び財政金融上の混乱を生じさせる場合」、そして「自国の総合国際収支が危険と認める速度及び状況で悪化する場合」には自由化義務を履行しなくてもよいという免責条項が付加されていたのである。それは、対内的には独立したマクロ経済政策によって完全雇用を実現する目的によって、また対外的には上下1%の枠内に相場変動を抑え込むIMF固定相場制度を維持する目的によって規定されていた。けだし、国際資本移動が自由な場合には独立してチープ・マネー政策を追及することは難しくなるであろうし、また固定相場制度は短期資本の移動に基づく為替投機に対しては、「安全な投機を保証する」という弱点をもっていたからである。換言すれば、

28) Maddison(1989), p. 28.

29) Gardner(1969), p. 76 (邦訳, p. 203)によれば、財務長官モーゲンソーは、国際金融の財務省による管理を考えていた。他方、ケインズは、自由な国際資本移動に対して懸念を表明していた(Keynes(1980), pp. 30-31, pp. 52-53, pp. 86-87, pp. 129-130, pp. 148-151)。国際通貨基金は、基本的に経常収支が均衡している上での短期の総合収支不均衡に対処するために設計されており、経常収支の長期的不均衡つまり基礎的不均衡については平価変更による対処を基本としていた。

30) Devlin and Cutler(1969), p. 24., Lupo(1973), p. 23.

31) 佐々木隆生(1994), pp. 16-17.

ブレトン・ウッズ会議からはじまる自由・無差別・多角主義的世界市場とは、確かにブロック経済にみられる排他的障害を除去したものの、1国内におけるケインズのマクロ経済的処方箋の実践やその国なりの市場構造構築・維持の基礎にあり、インシュラー・エコノミー (insular economy—孤島経済) と共存するものだったのである。

インシュラー・エコノミーの解体は、1970年代からはじまった。1971年8月15日のニクソン新経済政策、2度の石油危機、そして戦後イノベーションの終息などは、世界経済に構造変化をもたらしたが、その中で、一方ではケインズの裁量的経済政策が機能不全を起してスタグフレーションが生じ、他方では固定相場制の維持が困難となり、さらに、これらの諸契機は国内的にはマネタリスト的な経済政策の、そして国際的には変動相場制の導入をもたらした。そして、それらは、アメリカの経常収支不均衡の拡大やアジア諸国の外資依存型輸出指向工業化の成功とあいまって、1970年代末からの国際資本移動の自由化をもたらしたのである。70年代末から90年代までに進んだ為替管理の撤廃など国際資本移動の自由化は、国際資本移動の流れを一気に解き放った。国際収支ベースでみた長期の資本移動だけをみても—それは一定期間におけるネットの資本移動だけを集計しているに過ぎない—、日、米、西ヨーロッパ3極の対外投資は、1970年代後半のGDP比3.0%、年平均にして1,537億ドルから1980年代後半にはGDP比5.4%、年平均6,789億ドルへと急性的に増加した³²⁾。グロスで見たクロス・ボーダー証券取引にいたっては、1975年にアメリカでGDPのわずか4%でしかなかったものが1992年には100%を超えるようになり、1997年には200%を凌駕するにいたった³³⁾。短期の資本移

動も急速に拡大した。銀行の国際貸付 (居住者向け外貨建て貸付を含む) は、1980年にはネット1,600億ドルであったが、1990年には4,650億ドルとなった³⁴⁾。日本では1980年のGDP比の対外資産は15%、負債は14%、アメリカはそれぞれ21%、17%であったが、1990年には日本の資産は65.0%に、負債は53.5%に、アメリカの資産は40.9%に、負債は47.3%へと増大した³⁵⁾。そして、この結果、外国為替取引きはもはや貿易取引きや経常取引きによって規定されるものではないという事態さえ生じるにいたった。1998年には1日あたりの主要為替取引額は2兆ドルに迫り、貿易取引額の80倍以上に及んでいるのである³⁶⁾。これは、しかも、国際資本移動が自由化されはじめてわずか15年から20年間に属することにすぎない。19世紀のイギリスの国際資本移動を顧みるならば、国際資本移動の流れはますます比重を高めていくに違いないのである。

これまで国際的相互依存関係の歴史的変動を概観してきた。それが物語るのは、国際的相互依存関係の深化・拡大を妨げるものが他ならぬステイトとしての国家であること、また国家による障害の無い場合には世界市場の普遍的性格が全面的に開花し、国際的相互依存関係は奔放なまでに深化・拡大することである。通信・運輸の発展などの要因もあろうが、インシュラー・エコノミーかグローバル・エコノミーを分かつのは国家の市場に対する干渉の程度であり、現代の急速な相互依存の発展はなによりも国際的経済流束に対する国家の干渉機能の低下にあることを理解しなければなるまい。

国家が市場の普遍性のある時抑制し、また、ある時に解放してきたのはどのような理由に基づくものであろうか。この問題に立ち入るため

32) BIS(1995), p. 129.

33) BIS(1998), p. 100.

34) 佐々木隆生 (1994), p. 15を参照。

35) 佐々木隆生 (1994), p. 16を参照。

36) BIS(1999), p. 117.

には、前に1社会の枠内で考察した国家と市場の関係を、国際関係をも視野に入れて見直すことが必要となるであろう。換言すれば、ステイトをも構成要素とする世界市場とはいかなる特質を有しているのか、という問いかけに答えなければならぬ。

参考文献

- Bank for International Settlements, *Annual Report*, Basle
- Devlin, D.T. and F. Cutler(1969), *The International Investment Position of the United States: Developments in 1968, Survey of Current Business*, October 1969, US Department of Commerce
- Gardner, R. N.(1969[1956]), *Sterling-Dollar Diplomacy: The Origins and the Prospects of Our International Economic Order*, McGraw-Hill, New York, 村野孝・加瀬正一訳, 上下2巻, 1973年, 東洋経済新報社
- Imlah, A. H.(1969[1958]), *Economic Elements in the Pax Britanica*, Russell & Russell, New York
- Howard, M.(1983), *The Causes of Wars*, Harvard University Press, Cambridge(Massachusetts)
- Kant, I.(1984[1795]), *Zum ewigen Frieden*, Harald Fischer Verlag, Erlangen (高坂正顕訳, 『永遠平和の為に』岩波文庫, 1949年)
- Keynes, J. M.(1972), *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. IX, Essays in Persuasion*, Macmillan, London
- (1980), *The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. XXIV, Activities 1940-44 Shaping the Post-War World: The Clearing Union*, Macmillan, London
- Kindleberger, C.P.(1973), *The World in Depression 1929-1939*, University California Press, Berkeley
- Lupo, L.A.(1973), *U.S. Direct Investment Abroad in 1972, Survey of Current Business*, September 1973, US Department of Commerce
- Maddison, A.(1989), *The World Economy in the 20th Century*, OECD, Paris
- (1995), *Monitoring the World Economy*, OECD, Paris
- Marshall, A.(1994[1920]), *Principles of Economics*, Porcupine Press, Philadelphia
- Marx, K.(1959), *Theorien über den Mehrwert (Vierter Band des "Kapitals") 2. Teil*, Dietz Verlag, Berlin (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集26 - II巻, 剰余価値学説史II』, 大月書店, 1970年)
- (1966[1867]), *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie, Erster Band*, Dietz Verlag, Berlin(大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集23巻, 資本論第1部』, 大月書店, 1965年)
- Mitchell, B.R.(1988), *British Historical Statistics*, Cambridge University Press, Cambridge
- Mitteis, H.(1988[1949]), *Deutsche Rechtsgeschichte*, C.H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, München (世良晃志郎『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社, 1971年)
- Morgenthau, H. J.(1954), *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, Alfred A. Knopf, New York (現代平和研究会訳, 『国際政治』, 全3部, 福村出版, 1986年)
- Olivier-Martin, Fr.(1951[1948]), *Historie du Droit Français des Origines à la Révolution*, Domat Montcherestien, Paris (塙浩訳『フランス法制史概説』創文社, 1986年)
- Pirenne, H.(1951[1933]), *Histoire Économique de L'Occident Médiéval*, Desclée de Brouwer, Bruges
- Ricardo, D.(1951[1817]), *The Works and Correspondence of David Ricardo, Vol. I, On the Principles of Political Economy and Taxation*, Cambridge University Press, Cambridge (堀経夫訳『リカード全集, 第1巻, 経済学および課税の原理』雄松堂, 1972年)
- Schumpeter, J. A.(1926[1912]), *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, Duncker & Humblot, München (東畑精一他訳『経済発展の理論』全2分冊, 岩波文庫, 1977年)
- Sheehan, M.(1996), *The Balance of Power : History and Theory*, Routledge, London
- Ullman, W.(1965), *A History of Political Thought: The Middle Ages*, Penguin Books, Harmondsworth (朝倉文市訳『中世ヨーロッパの政治思想』御茶の水書

房, 1983年)

佐々木隆生 (1980), 戦後国際関係再編成の構想と原理,

北海道大学『経済学研究』30巻2号

(1986), 戦後国際経済関係再編成と「国際協力」,

北海道大学『経済学研究』35巻3号

(1987), 戦後国際経済の政治経済学, 藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会

(1993), 国際協調と国民国家, 村岡俊三・佐々木隆生編『構造変化と世界経済』藤原書店

(1994), 『国際資本移動の政治経済学』藤原書店